

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 27 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25350727

研究課題名(和文)大相撲「八百長」に関する歴史社会学的考察

研究課題名(英文)A Study of Historical Sociology about "Yaocho" in Osumo

研究代表者

西村 秀樹(nishimura, hideki)

九州大学・人間・環境学研究科(研究院)・教授

研究者番号：90180645

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：明治・大正期には、八百長の流行が新聞を通して公示され続け、協会は八百長に対する処罰を給金や番付に反映させた。八百長を生み出す契機は角界の組織風土に求められる。すると、八百長は、身分制度下での昇進・降格を巡るもの、部屋・一門の紐帯が生み出すもの、情宜・人情・友愛から生まれるもの、協会の商策によるものに分類できた。

当時は「引き分け」八百長が多く、「兵法」としての引き分けとの区別が微妙であったので、八百長をおこなった廉でバサバサと処分できない状況にあった。八百長が擁護されるのは、相手の体面のために譲歩する、興行の利益に資する、相手が病身・負傷にある、昇進・陥落がかかっている場合であった。

研究成果の概要(英文)：Meiji and Taisho Era, a fashion of Yaocho was continued to publish by newspapers, the association reflected penalties to Yaocho in wages and a graded. Then Yaocho was divided into one that surrounded advancement or demotion, one that was generated by a bund of a stables and clan, one that was brought by a friendship, one that was generated by a business policy.

These days, Yaocho by a drawn was abundant and it's differentiation from a drawn by means of tactics was ambiguity, therefore the association could not punish Yaocho performance easily. Yaocho was permitted in the case when one side conceded for the dignity of the other side, when it generated a profit of entertainment, when one side was ill or injured, and one side confronted his advancement or demotion.

研究分野：スポーツ社会学

キーワード：大相撲 八百長 勘定相撲 星勘定 引き分け 組織風土 兵法 角界

1 研究開始当初の背景

平成 23 年 2 月に発覚した八百長については、その処分に協会のあからさまな私欲が透けて見えてどうにも後味が悪くて仕方がない。協会は、過去に八百長は「なかったと理解している-----風評被害と言えそう。申し訳ないが、迷惑な話だ」(朝日新聞、平成 23.2.7)として力士 21 名に対して引退勧告(うち 1 名は応じなかったため、解雇処分)したのであった。彼らに角界の罪障・ケガレをすべて背負わせ浄化をはかった。協会がその向こうに見据えていたのは、言うまでもなく平成 25 年の公益法人としての新たな認定を得ることであった。

近くは戦後においても八百長の存在は当たり前前のこととして論議されていたことが忘れ去られている。昭和 32 年 4 月、衆院文教委員会で八百長が議題にとりあげられ、『八百長』追放ができるかできないかは時津風の神髄を見きわめる『はかり』であろう。-----幕内力士としての相当期間土俵上の経験を重ねてきたはずの彼らが『八百長』相撲の見分けがつかないなんてことは絶対にはずし(読売新聞、昭和 32.9.12)と追求される。時津風とは、あの 69 連勝の相撲の神様双葉山であり、この角聖と謳われた名横綱が理事長として、その後も八百長問題に巻き込まれていくのである。

昭和 38 年 9 月には、作家石原慎太郎が日刊スポーツの「私もひとこと」に、秋場所千秋楽の優勝がかかった大鵬-柏戸戦を八百長視する一文を書き、協会はそのに対して、協会と力士の名誉を傷つけるものとして東京地検に告訴する。11 月 9 日に、石原氏が釈明文を掲載することで和解となる。理事長として角界に長期政権を張る時津風は、「もともとそういうことはあり得るべきことではないので罰則は考えない」(朝日新聞、昭和 38.11.12)と八百長の存在自体を否定している。

ところが、その後、八百長問題は角界にさらに厳しいかたちで突きつけられてくる。昭和 45 年 1 月、横綱審議委員会において舟橋聖一委員長が「疑惑を抱くような相撲を絶滅して欲しい」と協会に要望する。NHK 解説者の玉の海氏は「クロウトがみればわかることだ、わたしも仕事上、いろんな場合にぶつかって苦しむことが多い。前から警告してきたが、このところ度がすぎる」(同紙、昭和 45.1.29)と現状の悪化を認めている。

そして再び国会で槍玉にあがる。昭和 46

年 12 月、国会の文教委員会で鈴木一議員が「風評ではあるが」という表現ではあるにしろ、「八百长相撲がおこなわれ、金が後援会を通じて取引されている」と追求する。それに対して武庫川理事長が「疑問が残る勝負がないよう厳重に監視していく」けいこ不足が土俵に出て、結果的に力を出しきってないから八百長ではないか、との疑いを持たれたのではないかと八百長の存在を否定する一方、衆院第一議員会館でのスポーツ振興国会議員懇談会では、「九州場所の千秋楽は上位陣のほとんどが片八百長か、もしくは両力士による八百長といった印象が残る」(同紙、昭和 46.12.2)という発言があがる。

これを受けて、とうとう協会は「故意による無気力相撲の措置」を打ち出した(同紙、昭和 46.12.5)。該当力士には、除名、引退勧告、出場停止、減俸、譴責の各処置をとる、

除名を受けた力士には退職金を支給しない、

処分を受けた力士の師匠は連帯して責任を負う、監禁委員会を設ける、などというものであった。協会はあくまで「八百長」の言葉を避けるにせよ、ついに「監禁」に乗り出したのであった。しかし、角界の「内々の人」が「弟子」を監禁する体制について、その実効性が疑問視されたのであった。実際のところ、「注意」がなされた例はあるが、処分に至ったケースはない。

ところが、この平成 23 年の事件においては、携帯電話のメールにやりとりの記録が残り、それが逃れられない証拠となった。該当力士の廃業にとどまらず、放送中止、勧進元による全国巡業中止、企業による懸賞金提供の中止、力士が出演するテレビ CM の中止、有識者からの厳しい批判などが相次ぎ、角界には大ダメージが与えられた。しかし、八百長に対してどのような認識・議論・対処がこれまでになされてきたかがきちんと把握されないままに、八百長問題がやり過ぎされてきたと言わざるを得ない。

2. 研究の目的

角界は本場所を除く興行の勧進元を地方のやくざ衆に依存してきたことが多く、彼らによって相撲の勝負が賭博の手段とされる歴史があった。現在でも「多くの暴力団が手軽な資金集めとして重宝しているという」(朝日新聞、平成 23.2.3)。こうした暴力団によって相撲の勝負に圧力が加えられることに対しては誰もが断固反対するであろう。ただ、そうした賭博との関連が出てこなかった今回の状

況は、角界マターとして主体的に処理できる問題であった。しかし、公益法人認定を間近に控えており、関係省庁や関係委員会に対するご機嫌取りで、「引退勧告」という厳罰となった。

昭和 18 年夏場所 10 日目、青葉山に龍王山は、取り直しになるも互いに攻めきれず引き分けとなる。協会の幹部協議によって「敢闘精神に欠ける」とされ、両者「無期出場停止処分」とされた。「敢闘精神に欠ける」というのは、現在の「故意の無気力相撲」すなわち八百長に通じる。つまり八百長と疑わしき相撲を罰して「無期出場停止」としたのであった。この厳罰の背景には、大東亜戦争の戦局悪化があり、当日も山本五十六連合艦隊司令長官の戦死が館内放送されたばかりであった。協会は、苦闘を強いられている日本軍や国家に対して示しをつけたのである。このとき、「敢闘精神なし」と判断するならば、協会は「無期出場停止」にするのではなく、彼らに敢闘精神を發揮させるべく指導するのが協会の重要な「滅私奉公」だとの批判があがった。このときは、結局力士会からの申し入れにより処分撤回となった。

平成 23 年の場合も、時代的背景は全く異なるが、引退勧告などではなく指導的な方向をとるべきと批判があがっても当然なのである。大正 10 年にも八百長が発覚しているが、その処分は「降格」であった。23 年の今回も、降格程度にとどめて指導力を發揮すべきではなかったか。昭和 18 年のケースと同様、協会が自らの保身のために権威の顔色をうかがったと言われても仕方がない。

八百長問題は、今後も必ずや生じてくる。ここで、すでに一端を示したような過去の実態やそれへの対処等を通して角界全体での八百長の位置づけを可能な限りふまえておくことは、その際に中立的で適切な判断をするために重要なことである。本稿は、いまだ十分に認識されていない大相撲の裏面史である。以下に、具体的な目的を記す。

明治・大正期において八百長がどれほど流行し、協会がそれに対してどのような措置や制裁をしたかを考察することによって、協会が八百長の存在を明確に認識していたことを示す。

角界と博徒との密接な関係ゆえに、力士が賭博に溺れ、相撲が賭博の対象となり、そし

てその賭博のために八百長が画策されるといふ経緯について見る。

角界の組織的体質に注目することによって、八百長を四つに範疇化して論じていく。一つは、力士の地位・身分という縦の系列に關与した、「昇格」「降格」を巡るもの、二つは、わが国の家制度の基底の一つをなす本家 - 分家制に通じる「部屋 - 一門制」に根ざした「馴れ合い」の八百長、三つは、身分・部屋・一門といったしがらみを脱した「人情」「友愛」を媒介としたもの、四つは、協会の興行体質に關与した商業上の八百長である。

「取り直し」が制度化されていなかった明治・大正時代において主流であった引き分け八百長に焦点を当て、「動かなくなつての」引き分けは八百長か兵法か区別がつけ難く、「故意の」引き分けさえも兵法とされた状況を明らかにしながら、八百長と兵法の間（はざま）について考察する。

八百長臭い相撲で紙上を賑わした力士をとりあげ、彼らの取組がどう評価されていたか、また八百長は彼らの角界での経歴や土俵生活にどのような影響を与えたのか、あるいはそれらは角界のどのような知られざる諸相を反映しているのか、垣間見る。

最後に、八百長が擁護されたケースや黙認の風潮を示す。

3. 研究の方法

明治・大正期に発刊された、東京朝日新聞、読売新聞、東京日日新聞、報知新聞、郵便報知新聞、中央新聞、時事新報、萬朝報、国民新聞、都新聞、二六新報、朝野新聞、「武俠世界相撲画報」「角力世界」「野球界」などの雑誌から探る。

4. 研究成果

明治・大正期においては、八百長の流行ぶりが、新聞というメディアを通して公示され続けた。協会は、「申合規則」に引き分け（八百長）をした者には「負星を与える」、「内規」には「厭悪の勝負を為すべからず」とそれぞれ明示したり、そうした八百長行為に対する処罰を給金や番付に反映させた。検査役は、八百長事実を認めるコメントをしたし、新聞・年寄・力士のあいだで八百長のことが公

然と口に出されもした。

角界は博徒と歴史的に密接な関係を持ち続けてきた。古くは、「通り者」と呼ばれる博奕打が相撲興行に関わっていた。そうしたなかで、力士は賭博に溺れ、その力士がとる相撲が賭博の対象となり、そして賭けで儲けるために相撲勝負に外部から圧力が加えられて、八百長がおこなわれることもあった。

八百長を生み出す契機の一つは角界の組織風土に求められる。そうすると、八百長は力士の身分・階級制度下での昇進・降格・保身をめぐもの、部屋・一門の紐帯が生み出すもの、情宜・人情・友愛から生まれるもの、協会の商策によるものに分類することができる。

こうした八百長には、明治・大正期においては、「引き分け」によるものが多かった。しかし、その八百長としての引き分けと「兵法」としての引き分けの区別は微妙なものであった。取組の成り行き上で「故意に」「大事をとって」引き分けた場合、兵法に則ったものとして評価されたのである。それに対して、八百長は、取り組む前から引き分けが決められていた場合だけでなく、土俵にあがってから偶意・偶発でその気になる場合も含まれる。この八百長か兵法かの区別をするためには、それまでの両力士の取組結果やその場所の星状況などを調べるとともに、当該取組をよく観察しなければならなかった。ただ、それでも明言できない場合も少なくないので、八百長をおこなった廉でバサバサと処分することはできなかったのである。また、驚くべきは、大関・横綱において引き分け八百長臭い相撲が「対面を保つ」という大義名分をもって大目に見られていたということだ。

八百長の噂が頻繁に立った力士について考察してみると、八百長が力士のキャリアや土俵生活に及ぼす影響をうかがうことができる。彼らは、八百長臭い相撲と兵法に合っていると思われる相撲を時宜に応じて取ることで、好機をとらえたり危機から脱し得た。ただ、真の八百長を「繰り返す」ことは、借りた星は必ず返さなければならないので、番付上の浮き沈みの目立つ経歴へとつながりやすく、必ずしも出世をもたらすものではなかったが、角界でのそれなりの処世術として位置づけられた。八百長常習者であることは三道楽者であることと重なる傾向があったが、鼻つまみ者扱いされることもある反面、人気者・愛嬌

者として親しまれることともなった。八百長も女色と同様なものであったかもしれない。地位保全や昇格の「星勘定」としての八百長は、当時ある程度必要であった。しかし、度を過ぎると、精進を怠らせ成長を阻止してしまうものであった。

八百長が擁護される場合として、以下があげられる。すなわち、相手の体面のために譲歩する、興行上の利益に資する、相手が病身・負傷にある、どちらかに昇進・陥落がかかっている場合である。確かに勝負は神聖視されたが、人情が絡めば副次的なものとされる。人情が勝負以上に意義あるとされる場合もあったのだ。

黙認もなされた。「天下太平」「理想的な好八百長」「上手くやっているから、いいではないか、黙っておこう」とかいったふうだ。それが「通」だ「いき」だとか聞こえてくる。力士に対して、「素人の眼につかぬ処迄八百長を研究して貰い度い」という年寄（親方）の声も新聞に掲載される。

相撲場では、八百長はそれほど大騒ぎするほどのものではなかったようだ。観客は、失笑し「水を入れる」「引き分けろ」「八百長!」と呼ぶのがせいぜいだ。「しょうがないことをやって」と笑い飛ばしている姿が彷彿される。物言いや番狂わせのときの「狂騒」ぶり - 野次を飛ばす、ものを投げる、土俵に押し寄せる、けんか・暴動が起こる、警官が出勤する - と比べると、たいしたことないのである。

八百長へとつながる契機は、組織風土だけでなく、取組の「質」自体にも孕まれていた。大相撲においては、力士とりわけ本格派力士には、求められる戦い方（取り口）というものがあった。「押さば忍せ、引かば押せ」の前へ前へ出る取り口、「四ツ相撲」などである。「引く」「叩く」「イナす」などは忌避すべき技であって、それによる勝ち味を覚えると将来が危惧されるものとされた。「ケレン」や「ハメ手（トリック）」を使う力士は、「手取」と呼ばれ、評価されなかった。力士たちがこの勝ち方に沿って勝利を目指す限り、互いの実力が似通っている程度に比例して引き分けの可能性が高くなる。

ところが、端から志向された（本来八百長と言われるべき）引き分けでも上手に演じられると、力を尽くしての引き分けと、その区別がつきがたい。しかも、この両者の間には、「成り行き」上で故意になされる - 大事をとってなされる - 引き分けがあり、これも「兵

法」に則ったものであり、八百長とはみなされなかった。それゆえ、本来の八百長さえも、迫真の演技でなくても、互いが仕掛けづらい態勢をつくり、動かなくなりさえすればごまかすことができるのである。本格派相撲として推奨される押し相撲や四ツ相撲の場合、こうした態勢は実に作りやすいのである。こうして、八百長引き分けは目こぼしされるようになるのである。

立ち合いにおいては、昭和3年春場所に仕切り時間の制限とそれを超えたときの罰則が規定され、「兵法」とみなされていた「引き分け」も、曖昧な情実裁定である「預かり」や「隠れ星」も大正15年に廃止された。大相撲の「芸能性」は薄れていく反面、「スポーツ性」は強くなっていった。八百長は「勝ち負けがつく」形式になっていく。大東亜戦争中においては、仕切り時間の一層の短縮による「化粧立ち」「ペテン立ち」の減少、および「敢闘精神」の鼓舞に連動したガチンコ勝負の徹底がもたらされた。この一層の大相撲のスポーツ化のなかで、その八百長も厳しい対処を受けていくようになるのは当然である。

こうした昭和以降のスポーツ化推進の流れをくむ現代においては、八百長は徹底的な排除の方向へと進まざるを得ない。ただ、(元に戻るが)平成23年の協会の引退勧告処分は、歴史的にどのような経緯・背景から八百長が生じてきたのか、境界はどのような対処をしてきたのか、ということを含め振り返らずになされた。

まず、「過去に八百長はなかった」などと言わないで、明治からこのかた150年近くずっと八百長は存在し続けたことをきちんと認めなければならない。そうしないと、その場しのぎの対症療法に終わってしまう。大相撲新生委員会の防止策は、監察委員会の強化や支度部屋の秩序の強化、内部告発の窓口設置、故意による無気力相撲懲罰規定の適用拡大など、締め付けばかりなのである。根本的な対処というのは、言うまでもなく角界の組織風土にまで踏み込んだものである。一門は、それを単位とした巡業もなくなったし、取組が部屋別総当たり制になったので、影響力を持たなくなった。しかし、家父長制的な上下関係が厳しく移籍も許されない部屋制度の閉鎖性と、それに絡み合う階級制度・給金制度という角界の根幹は旧態依然としているわけであり、こここのところの何らかの見直しが必要とされるのではないか。近代スポーツとして

の性格をより強化していく方向に沿って、組織・制度も考え直していかなければならない。新しい酒は新しい革袋に盛れ、である。

また、有無を言わせない「引退勧告」、応じない場合は「解雇」という処分は、過去の八百長への対応とは断絶するものであった。負星を与えるとか降格処分にするとか、確かに身内に甘いところは大いにありはしたが、力士を指導・教育するという歴史があったのだ。

平成23年の事件では、公益法人認定を前にして一気に強引な浄化に打って出た。協会は、お客さんあってなんぼのもの、こういうところはしっかり見られている。目先の利害のみに囚われたことが、今後禍根を残すことにならないだろうか。

5. 主な発表論文等

[図書]

西村秀樹、『大相撲裏面史 - 明治・大正期の八百長 - 』、創文企画、2014.6、240頁。

6. 研究組織

研究代表者

西村秀樹 (NISHIMURA Hideki)

九州大学大学院人間環境学研究院・人間科学部門・教授

研究者番号：90180645